

長期優良住宅の認定申請書を 文京区に提出する場合のお知らせ

長期優良住宅の認定申請書を提出するにあたって、以下の点をご確認ください。ご不明な点がございましたら、下記のお問合せ先にご連絡ください。

- ① 確認書等*を添付して下さい。(正本・副本)
- ② 土砂災害特別警戒区域外であることを確認して下さい。
- ③ 建築基準法による「確認済証」の写し及び「確認申請書」第1面から第6面までの写しを添付してください。(正本・副本)
- ④ 図面には、それぞれの設計者の記名をしてください。(正本・副本)
- ⑤ 景観法(住環境課 景観担当 電話 03-5803-1240)に基づく行為の届出に係る手続きを終了しておいてください。(「景観計画区域内における行為の届出書(審査済印のあるもの)」の写しと「文京区景観づくり条例に基づく事前協議事項と協議結果」の写しを添付してください。(正本・副本))
- ⑥ 敷地面積が200㎡以上の建築計画は、文京区みどりの保護条例(みどり公園課 緑化係 電話 03-5803-1254)に基づく緑化計画書の提出に係る手続きを終了しておいてください。(「緑化計画書(受付印のあるもの)」の写しを添付してください。(正本・副本))
- ⑦ 小屋裏物置等がある場合は、建築確認申請書の提出前に事前相談(建築指導課 審査担当 電話 03-5803-1263)を行ってください。
- ⑧ 少なくとも1の階の床面積が 40㎡以上(階段部分を除く面積)であることを確認してください。(階段部分を緩和する場合は、事前相談を行ってください。)
- ⑨ 提出する際には、正本・副本とも紙のファイルに綴じて提出してください。
- ⑩ 提出する際には、調査担当者が在席していることを電話確認(03-5803-1266)して、ご来庁してください。

* 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同項第4項の長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書又はこれらの写し

お問合せ先

文京区 都市計画部 建築指導課 調査担当

電話 03-5803-1266 FAX 03-5803-1363

所在地 〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21